

令和5年5月2日

保護者 各位

岡山県立高梁高等学校
校長 鳥越 信行

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う対応について

新緑の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育活動に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されることとなります。それに伴う対応について、次にまとめましたので御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 平時の感染症対策について

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようお願いいたします。ただし、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することはございません。
- (2) 換気の確保は、有効な感染症対策となるため、引き続き行います。
- (3) 登校時や外から教室に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをするなど、手指衛生を心がけてください。
- (4) 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。また、昼食の場面においては、「黙食」の必要はありません。

2 感染流行時における感染症対策について

感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、その場合にも、マスクの着用を強いることはありません。

3 出席停止の取扱いについて

(1) 学校保健安全法施行規則第19条に基づく出席停止

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。なお、出席停止期間の起算日は、保護者からの連絡により発症日を確認し、発症した翌日を1日目とします。また、「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

イ 濃厚接触者として特定は行われなかったことになりました。従って、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒や、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも、濃厚接触者に準じた取扱いはしません。

ウ 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合でも、原則、出席停止の措置は取りません。

- (2) 感染が確認された生徒が出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、治癒証明及び陰性証明は必要ありません。